

令和8年第1回安城市議会臨時会

# 議案書

(令和8年5月11日提出分)

目 次

議 案 番 号	件 名	頁
承認第2号	専決処分について（安城市税条例の一部を改正する条例）	1
承認第3号	専決処分について（安城市都市計画税条例の一部を改正する条例）	7
第42号議案	工事請負契約の締結について（安城こども園中規模及び保全改修主体工事）【説明書参照】	11
第43号議案	工事請負契約の締結について（今池小学校校舎改修第1期及び保全主体工事）【説明書参照】	13
第44号議案	工事請負契約の締結について（安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事）【説明書参照】	15
第45号議案	工事請負契約の締結について（安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設及びし尿処理施設設備修繕工事）【説明書参照】	17
第46号議案	工事請負契約の締結について（安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良工事）【説明書参照】	19
報告第2号	専決処分について（交通事故による損害賠償の額の決定及び和解）	21
報告第3号	専決処分について（業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解）	25
同意第2号	固定資産評価員の選任について	29

承認第2号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安城市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和8年5月11日提出

安城市長 三星元人

安城市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

安城市長 三星元人

安城市条例第22号

安城市税条例の一部を改正する条例

安城市税条例（昭和44年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第20条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第21条中「、第73条の7第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第73条の7第1項の申告書、」を削る。

第32条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第73条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第73条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第73条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第73条の2第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第73条の4から第73条の9までを削る。

第74条（見出しを含む。）、第75条（見出しを含む。）、第76条（見出しを含む。）及び第76条の3（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第78条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割

」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第79条の見出し、第80条（見出しを含む。）並びに第81条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第82条第2項中「第73条第3項ただし書」を「第73条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第15項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第16項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第17項を第6項とし、第18項を第7項とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）

第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

（3）家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号、第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7

条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の安城市税条例（附則第5項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

5 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

6 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

7 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(安城市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

8 安城市税条例等の一部を改正する条例（平成26年安城市条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。



承認第3号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、安城市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和8年5月11日提出

安城市長 三星元人

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

安城市長 三 星 元 人

安城市条例第 2 3 号

安城市都市計画税条例の一部を改正する条例

安城市都市計画税条例（昭和 4 4 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。  
附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 2 項」を「附則第 1 5 条第 3 1 項」に改める。

附則第 3 項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 1 8 年国土交通省令第 1 1 0 号）第 1 0 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成 2 4 年法律第 4 9 号）第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号）附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 1 8 年法律第 9 1 号）第 1 4 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第 1 7 条第 3 項第 1 号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

（3）家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号）第 5 条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 1 4 条第 3 項の条例で定める特定建築物を含む。）のいずれに該当するかを別

附則第 1 5 項中「第 9 項、第 1 3 項、第 1 5 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から第 3 3 項まで若しくは第 4 4 項」を「第 8 項、第 1 2 項、第 1 4 項から第 1 6 項まで、第 1 8 項、第 1 9 項、第 2 3 項、第 2 6 項、第 3 0 項から第 3 2 項まで若しくは第 4 3 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の安城市都市計画税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。



## 第42号議案

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和8年5月11日提出

安城市長 三星 元 人

### 記

- 1 契約の目的 安城こども園中規模及び保全改修主体工事
- 2 工事の場所 安城市相生町地内
- 3 契約工事の概要
  - (1) 構造 鉄筋コンクリート造2階建
  - (2) 内容
    - ア 内部改修 保育室 トイレほか
    - イ 外部保全改修 建具 外壁ほか
    - ウ 外構改修 テラス 正門ほか
    - エ 遊具設置
    - オ 倉庫設置
- 4 契約金額 金163,130,000円
- 5 契約の相手方 安城市三河安城南町一丁目11番地10  
植村産業株式会社  
代表取締役 植村 真一
- 6 契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札

### －提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。



## 第43号議案

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和8年5月11日提出

安城市長 三星元人

### 記

- 1 契約の目的 今池小学校校舎改修第1期及び保全主体工事
- 2 工事の場所 安城市今池町地内
- 3 契約工事の概要
  - (1) 構造 鉄筋コンクリート造4階建
  - (2) 内容
    - ア 内部改修 教室 廊下 階段ほか
    - イ 外部保全改修 外壁 建具 バルコニー
    - ウ 高架水槽パネル撤去
- 4 契約金額 金382,800,000円
- 5 契約の相手方 安城市横山町寺田35番地4  
株式会社ナルセコーポレーション  
代表取締役 成瀬日出登
- 6 契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札

### －提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。



## 第44号議案

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和8年5月11日提出

安城市長 三星元人

### 記

- 1 契約の目的 安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事
- 2 工事の場所 安城市今本町地内
- 3 契約工事の概要
  - (1) 構造 鉄筋コンクリート造4階建
  - (2) 内容
    - ア 外部保全改修 外壁 建具 バルコニー 庇
    - イ 内部改修 廊下 昇降口 階段ほか
    - ウ 外構改修 昇降口 職員用玄関ほか
    - エ 渡り廊下改修
    - オ 設備基礎改修 高架水槽ほか
- 4 契約金額 金294,800,000円
- 5 契約の相手方 安城市池浦町池西108番地  
株式会社クサカ  
代表取締役 日下成人
- 6 契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札

### －提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。



## 第45号議案

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和8年5月11日提出

安城市長 三星元人

### 記

- 1 契約の目的 安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設及びし尿処理施設設備修繕工事
- 2 工事の場所 安城市根崎町地内ほか
- 3 契約工事の概要
  - (1) ごみ焼却施設設備修繕 燃焼設備 排ガス処理設備 計装設備ほか
  - (2) し尿処理施設設備修繕 受入貯留設備 前脱水設備 生物酸化処理設備ほか
- 4 契約金額 金40,315,000,000円（うち工事請負契約に係る額 10,849,927,000円）
- 5 契約の相手方 荏原・クボタ環境特定管理運営業務共同企業体代表企業  
名古屋市中区新栄二丁目1番9号  
荏原環境プラント株式会社中部支店  
支店長 鯉 淵 徹
- 6 契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札

### －提案理由－

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。



## 第46号議案

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和8年5月11日提出

安城市長 三星元人

### 記

- 1 契約の目的 安城市環境クリーンセンターごみ焼却施設基幹的設備改良  
工事
- 2 工事の場所 安城市根崎町地内
- 3 契約工事の概要 排ガス冷却設備 電気設備 耐震補強ほか
- 4 契約金額 金16,984,000,000円
- 5 契約の相手方 名古屋市中区新栄二丁目1番9号  
荏原環境プラント株式会社中部支店  
支店長 鯉 淵 徹
- 6 契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札

### 一提案理由一

この案を提出したのは、安城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、必要があるため。



報告第2号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年5月11日提出

安城市長 三星元人

## 交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

### 記

#### 1 令和7年12月2日発生の事故

- (1) 損害賠償額 金27,947円
- (2) 事故内容
- ア 発生時刻 午後1時50分頃
- イ 発生場所 安城市三河安城本町地内
- ウ 経過 上記地内の安城市二本木公民館駐車場において、公用車が駐車区画から出るために後ろ向きに進んだところ、別の駐車区画に駐車しようとしていた相手方車両に接触したもの
- (3) 相手方の損害の程度 車体右前部の損傷
- (4) 過失割合 安城市70パーセント 相手方30パーセント

令和8年3月25日専決

安城市長 三星元人

#### 2 令和8年1月20日発生の事故

- (1) 損害賠償額 金237,083円
- (2) 事故内容
- ア 発生時刻 午前10時55分頃
- イ 発生場所 安城市池浦町地内
- ウ 経過 上記地内の市道において、公用車が丁字路を左折しようとしたところ、相手方宅のフェンスに接触したものの

(3) 相手方の損害の程度 フェンスの損傷

(4) 過失割合 安城市100パーセント 相手方0パーセント

令和8年4月8日専決

安城市長 三星元人



報告第3号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年5月11日提出

安城市長 三星元人

## 業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解について

業務に係る事故に伴い、次のとおり損害賠償額を決定し、当該賠償額を相手方に支払うことを内容とする和解契約を締結するものとする。

### 記

#### 1 令和8年2月5日発生 of 事故

- (1) 損害賠償額 金13,000円
- (2) 事故内容
- ア 発生時刻 午後3時35分頃
- イ 発生場所 安城市高棚町地内
- ウ 経過 上記地内の高棚こども園において、保育時間中に園児が投げた砂が相手方がかけていた眼鏡に当たったもの
- (3) 相手方の損害の程度 眼鏡の損傷
- (4) 過失割合 安城市100パーセント 相手方0パーセント

令和8年4月2日専決

安城市長 三星元人

#### 2 令和8年2月17日発生 of 事故

- (1) 損害賠償額 金96,360円
- (2) 事故内容
- ア 発生時刻 午前8時25分頃
- イ 発生場所 安城市高棚町地内
- ウ 経過 上記地内の高棚小学校において、草取り等のために使用するリヤカーを引いて敷地内の駐車場に駐車中の相手方車両の横を通過しようとしたところ、当該リヤカーが当該車両に接触したもの

(3) 相手方の損害の程度 車体左後部の損傷

(4) 過失割合 安城市100パーセント 相手方0パーセント

令和8年4月20日専決

安城市長 三星元人



同意第2号

固定資産評価員の選任について

令和8年5月10日をもって固定資産評価員邨澤英夫が辞職したので、後任として次の者を選任したい。

上記地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和8年5月11日提出

安城市長 三星元人

記

安城市小川町 住所地番非公表

太 田 友 紀

生年月日非公表